



ボランタリーネイバーズ



NPO法人も 持続化給付金を 申請できました！… 相談事例から

中尾 さゆり (ボランタリーネイバーズ理事長・税理士)

■近年は、NPO 法人等も中小企業向け施策を利用できるようになってきています。感染症拡大により影響を受ける事業者に対する施策についても、NPO 法人等が活用できるものがあります。今回はその中でも比較的申請のハードルが低く、申請・給付実績も多数ある「持続化給付金」についてレポートします。

持続化給付金とは？

■感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です。NPO法人も対象になります。

■申請期間は **2021年1月15日(金)まで**、給付額は法人の場合**最大200万円**です。

■2019年以前から事業により**事業収入(売上)**を得ており、今後も事業を継続する意思があり、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入(売上)が50%以上減少した月があると**申請の対象者となります。



■給付を受けられるのは1回のみであり、再度給付申請することができません。

■申請に必要な書類は、確定申告書類、対象月の売上台帳等、通帳の写し等ですが、特例もあります。

●詳細は**持続化給付金Webサイト** (<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>) をご確認ください。

■給付金の用途は定められていません。また、助成金のような**事後の会計報告もありません**。

NPO法人の特例があります！

■原則的な申請方法と、特例を使う方法と、いずれかを選択して申請できます。**NPO法人だからといって、必ずNPO法人の特例を使わなくてはならないわけではありません。**

■**収益事業を実施しておらず税務申告書がないNPO法人**⇒「NPO法人や公益法人等特例」

申請には直前の事業年度の法人税の税務申告書の一部が必要となりますが、NPO法人等の場合には、直前の事業年度の年間収入がわかる書類として、当該期間の活動計算書を確定申告書類の控えの代わりに提出することができます。

■**寄附金等を主な収入源とするNPO法人**⇒「売上」の算定に寄附金等を含めることが可能に

今般、持続化給付金の申請時の「事業収入(売上)」の算定に際し、寄附金等を主な収入源とするNPO法人は、寄附金等を含めて算定できるようになります。詳細については決まり次第、内閣府のNPOホームページ等に掲載される予定です。

相談事例から

■2020年6月に当法人会員向けに行った個別相談から、今後申請を検討するNPO法人にも役立つ情報を相談事例として取りまとめました。複数の相談をまとめて報告にしています。なお、申請時点での取り扱いになっておりますので、ご了承ください。

相談事例① 毎月の委託料が減額されていないNPO法人も対象になる？

Q：行政との契約による委託料が事業収入の多くを占めていますが、幸いにして委託料の減額はありませんでした。このようなNPO法人でも持続化給付金の対象になりますか？

A：固定的な収入だけでなく、法人の事業収入全体で判断をしていきます。前年度は有料研修をしたり、別の委託料を受けたりしたことによる収入もあったとのことでしたので、持続化給付金Webサイト内の「中小法人等給付額算定シミュレーション」で試算を試してみました。前年度の収入の多かった月と前年同月比で50%以上減少した月があったので、一番給付額が多くなる月を選択して、この月を対象月として申請することにしました。

相談事例② 新設NPO法人で、「NPO法人の特例」を使いたい場合は？

Q：2019年にNPO法人を立ち上げました。申請サイトからは「創業特例」と「NPO法人の特例」の両方を選択して申請することはできないようです。どのようにすればよいでしょうか。ちなみに、収益事業に該当する事業を実施しておらず、確定申告書（税務申告書）は作成していません。

A：2019年に設立したNPO法人については、「創業特例」として申請してください。確定申告書がない場合は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類を添付してください。

※添付書類の様式は定められていませんが、「持続化給付金に係る収入等申立書（中小法人等向け）」をもとに作成・申請し、認められた事例があります。

相談事例③ 窓口相談には行ったが、具体的な申請方法は？

Q：相談窓口で相談し、資料もそろえたが、ホームページから申請しなければならないとのこと。不慣れで難しそうなので手伝ってほしい。

A：持続化給付金の申請は、ホームページからの電子申請が基本です。電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して持続化給付金の申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行っています（事前予約制）。

今回のボランティアネイバーズの個別相談では、団体の基本情報（法人名、住所、設立日等）、対象月の売上台帳（エクセルで作成）、通帳（給付金振込先）をご用意いただきました。スマホで写真を撮って、パソコンに送り、パソコンの画面で必要な事項を入力したり、写真を添付したりといったことサポートを行い、およそ1時間で申請完了しました。

今後の活用のために ～VNS相談窓口～

毎週火曜日に当法人事務所又はオンラインにて、相談を承っております。相談は事前予約制になっておりますので、あらかじめお申し込みください。（E-mail：vns@vns.or.jp）

★感染症下での活動、持続化給付金の申請でのお悩み・事例について、お聞かせください★

